

(法第10条第1項関係)

特定非営利活動法人 あいずみスポーツクラブ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 あいずみスポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を徳島県板野郡藍住町矢上字原230番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、会員及び地域住民に対し、スポーツ活動の普及振興を図るとともに、生活習慣病等の予防を目的とした事業を行い、誰もが運動習慣等を身につけ、健康で明るく生きがいのある豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツ振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①各種スポーツ教室、行事の開催事業
 - ②各種スポーツサークルの企画及び運営に関する事業
 - ③各種研修会の開催事業
 - ④スポーツイベントなどの開催及び施設管理に関する受託事業
 - ⑤健康増進、保健、介護予防に係る業務に関する受託事業
 - ⑥体育、福祉事業等に関する受託事業
 - (2) その他の事業
 - ①物品販売事業
 - ②スポンサーの募集及び広告料の徴収
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 正 会 員 | この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人 |
| (2) 一 般 会 員 | この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 |
| (3) 指 導 者 会 員 | この法人が認定した指導者で指導だけを行う個人 |

(入 会)

第7条 会員の入会については、藍住町に在住又は、在勤する者及び本クラブの目的に賛同するもの(団体を含む)で構成する。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込み、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、指導者会員は会費を徴収しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、会長1人、副会長1人、理事長1人、副理事長1人を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

- 第15条 会長は、この法人を代表し、その会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事長は、理事会の議決に基づき通常の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理し、またその職務を行う。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集を請求すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会及び理事会

(種別)

- 第21条 この法人の会議は、総会、理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は正会員をもって、理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第42条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事務局の組織及び運営
 - (4) その他決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 会議は、会長が招集する。ただし、前条第3条各号の場合は理事長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項各号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、前条第3項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 会議を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長若しくは会長が指名した者がこれにあたる。

2 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会及び理事会における議決事項は、第25条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員及び各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員及び理事は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第43条の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会、理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 総会にあつては正会員総数及び出席者数、理事会にあつては理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 財政調整基金
- (8) その他の収入

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第24条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第35条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を

経なければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第38条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第39条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解 散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、

法第11条第3項に掲げる者のうちから、解散時の総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員（臨時も含む）若干名を置くことができる。

第10章 雑 則

(細 則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	鍋 島 龍 夫
副会長	坂 本 英 二
理事長	谷 野 桂 一 郎
副理事長	長 谷 部 裕 之
理事	北 島 孝
同	中 川 好 之
同	近 藤 章 子
同	小 西 佳 昭
同	矢 野 義 博
同	長 江 規 子
監事	賀 治 清
同	井 上 武

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正 会 員 会 費	個人 (20才から59才まで)	年額 6,000円
	個人 (60才から)	年額 4,000円
	個人 (障害のある方)	年額 4,000円

(2) 一般会員 会費	個人 (16才から59才まで)	年額 6,000円
	個人 (60才から)	年額 4,000円
	個人 (幼・小・中学生)	年額 4,000円
	個人 (障害のある方)	年額 4,000円
	ファミリー (同一世帯・制限無)	年額 12,000円
	団体 10人から20人まで	年額 16,000円
	21人から30人まで	年額 800円×人数
	31人から60人まで	年額 3,000円+800円×人数
	61人から90人まで	年額 9,000円+600円×人数
	91人から	年額 18,000円+500円×人数
	個人会員 (一般会員) 取得料 1人につき	
	2,500円 (幼・小・中学生・一般会員 (60才から)・障害のある人)	
	4,000円 (16才から59才までの一般会員)	

(3) 指導者会員 会費 徴収しない

7 この法人の設立当初の参加負担金は、その都度通知する額とする。